

E i w a N e w s

課税仕入れ等の分類（消費税）

平成 23 年 9 月
(No. 074)

本誌 No.72 で消費税仕入税額控除の 95%ルールの改正をご紹介しました。この改正により、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、課税売上高が 5 億円を超える事業者は、個別対応方式又は一括比例配分方式で仕入税額控除を計算しなければならないこととなりました。

そこで今回は、一般的に税務上有利とされる個別対応方式を採用した場合における課税仕入れ等の分類についてお知らせします。

【1】 課税売上割合が 95%以上の場合の税額計算

(1) 仕入税額控除

区 分	改 正 後	改 正 前
課税売上高が 5 億円以下の事業者	全額控除	全額控除
課税売上高が 5 億円超の事業者	個別対応方式又は一括比例配分方式の いずれかにより控除額を計算	

(2) 個別対応方式

課税仕入れ等の税額	仕入税額控除の対象
課税売上げにのみ要するもの	全額対象
非課税売上げにのみ要するもの	全額対象外
課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	課税売上割合相当額

(3) 一括比例配分方式

課税仕入れ等の税額の合計額のうち課税売上割合相当額が仕入税額控除の対象となります。

なお、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできません。

【2】 課税仕入れ等の分類（個別対応方式）

個別対応方式を採用した場合には、課税仕入れ等を売上げとの対応により管理し、課税仕入れ等に係る消費税額を次に掲げる 3つの区分に分類しなければなりません。

(1) 課税売上げにのみ要するもの

課税売上げ（輸出免税売上げを含む）を行うためにのみ必要な課税仕入れ等

- ・そのまま他に譲渡される課税資産の購入高
- ・課税資産の製造用にのみ消費し、又は使用される原材料、容器、包紙、機械及び装置、工具、器具、備品等の購入高
- ・課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払手数料又は支払加工賃 など

(2) 非課税売上げにのみ要するもの

非課税売上げを行うためにのみ必要な課税仕入れ等

- ・販売用の土地の造成費用、土地の譲渡に係る仲介手数料
- ・賃貸用住宅の建築費
- ・住宅の賃貸に係る仲介手数料
- ・有価証券の売却につき要した売買委託手数料 など

(3) 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの

課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等

- ・土地付建物の譲渡に係る仲介手数料
- ・企業名などの広告宣伝費
- ・福利厚生費、交際費等の一般管理費 など

【3】 注意点

(1) 非課税売上げが預金利息しかない場合の管理部門経費

非課税売上げである預金利息にかかる直接の経費がない場合であっても、管理部門の経費は、事業活動による売上げ（課税売上げ）と預金利息（非課税売上げ）を管理するために支出した経費として、「共通して要するもの」に区分されます。

(2) 非課税売上げの計上方法

個別対応方式では、非課税売上げの把握が重要となってくるため、次の場合には、会計処理にご注意ください。

①社員に借上社宅を提供している場合に社員から受取る賃料

借上社宅の貸付けは、非課税取引となる「住宅の貸付け」に該当するため、社員から受取る賃料は、地代家賃のマイナスとせず、受取家賃として計上する必要があります。

②銀行から預金利息を受取る場合

預金利息は、非課税取引となる「預金又は貯金の預入」に該当するため、受取利息の計上額は、源泉徴収後の手取金額とせず、源泉徴収前の金額で計上する必要があります。

ご不明なこと等がございましたら、お気軽に弊社事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。